

独自ボランティア「いわて・かまいしラグビー応援団」募集等要項

ラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会

(趣旨・目的)

第1条 この要項は、ラグビーワールドカップ2019™日本大会（以下「大会」という。）岩手県・釜石市開催（以下「2019釜石開催」という。）を最大の好機と捉え、2019釜石開催の成功に向けて選手、観客等のおもてなしを推進し、積極的に岩手県・釜石市の魅力を発信するとともに、2019釜石開催の機運醸成及びレガシーの創出を効果的に、またこれまで以上に力強く推進していくため、これに寄与する活動を実施する者を独自ボランティア「いわて・かまいしラグビー応援団」（以下「応援団」という。）と位置付け、岩手県民や釜石市民をはじめ国内外から広く募集することとし、その募集等に関し必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 応援団は、原則として自らの負担及び責任により次の各号のいずれかに該当する活動を行い、かつ、その旨をラグビーワールドカップ2019 釜石開催実行委員会（以下「実行委員会」という。）が適当であると確認した2人以上で構成する団体（以下「グループ」という。）とする。

- (1) 2019釜石開催に参加する選手、国内外からの観客等のおもてなしに関するもの
- (2) 2019釜石開催の機運醸成に関するもの
- (3) 2019釜石開催のための地域美化及び環境整備に寄与するもの
- (4) その他、実行委員会が適当と認めるもの

2 前項の応援団のうち、選手、観客等のおもてなし活動に取り組む事業所であって、かつ、希望する事業所を「いわて・かまいしラグビー応援の店」（以下「応援の店」という。）と位置付ける。なお、応援の店については、前項の規定にかかわらず、個人が営む事業所も対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するグループ（応援の店として活動を希望する事業所を含む。以下同じ。）は、応援団から除外する。

- (1) 当該グループ又は当該グループの構成員が反社会的な勢力との関係があると認められる場合
- (2) 当該グループ又は当該グループの構成員が法令又は公序良俗に反する行為を行っているとして認められる場合
- (3) 当該グループ又は当該グループの構成員が大会に関連する商標権の侵害を行っているとして認められる場合
- (4) その他、実行委員会が応援団として適当でないと認める場合

4 第1項の規定にかかわらず、実行委員会は、応援団の活動内容を指定し、かつ、当該活動を希望する個人を募集することができる。

この場合に係る募集等要項については、別途定める。

(募集期間)

第3条 応援団の募集期間は、平成30年9月25日から令和元年11月2日までとする。ただし、募集期間の初日より前に第2条第1項各号に規定する活動を行ったグループにあっては、実行委員会が適当であると確認した場合は、この限りでない。

(応募申込)

第4条 応援団として活動しようとするグループは、実行委員会が特に応募申込を要しないと認めた場合を除き、応募申込書(別記様式第1号)(応援の店として活動を希望する事業所にあつては(別記様式第1-1号))に活動を予定する内容が確認できる資料を添えて、原則として確認を受けようとする日から起算して15日前までに電子メール、ファク

シミリ又は郵送で次の各号により実行委員会に提出するものとする。

①釜石市内、岩手県内の沿岸市町村及び岩手県外に拠点を置くグループの提出先

釜石市ラグビーワールドカップ2019 推進本部事務局

住所：〒026-0031 釜石市鈴子町22-1 シープラザ釜石 内

電話：0193-27-8420 F A X：0193-31-1170

メールアドレス：takahashi2171@city.kamaishi.iwate.jp

②前号に該当するグループ以外のグループの提出先

岩手県文化スポーツ部ラグビーワールドカップ2019推進室(釜石市駐在)

住所：〒026-0031 釜石市鈴子町22-1 シープラザ釜石 内

電話：0193-22-7522 F A X：0193-31-1170

メールアドレス：AK0004@pref.iwate.jp

- 2 前条ただし書きに該当し、かつ、当該活動を応援団としての活動に位置付けたいグループにあっては、応募申込書に活動した内容が確認できる書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。ただし、応募申込書を提出しようとする期日以降にも応援団としての活動を希望するグループにあっては、当該内容についても応募申込書に記載するものとする。

(応募申込の受付)

第5条 実行委員会は、前条の応募申込があったときは、その内容を審査し、当該活動が応援団として適当であると確認したときは、これを受理し、応募申込受付書(別記様式第2号)(応援の店にあっては(別記様式第2-1号))を電子メール、ファクシミリ又は郵送により送付することとする。この場合において、実行委員会は、必要があると認める場合には、活動内容その他について条件を付することができる。

- 2 実行委員会は、必要があると認める場合は、当該グループに対し、応募申込書に添付する資料の追加提出を求めることができる。

(活動内容の制限)

第6条 実行委員会は、応募申込のあったグループの活動内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募申込書を受理しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用し、又は助長するおそれがあると認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 大会に関連する商標権の侵害が認められる場合

(5) 応援団のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(6) 応募申込の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合

(7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合

(8) その他、実行委員会が適当でないと認める場合

(活動上の遵守事項)

第7条 第5条第1項の規定による応募申込受付書の送付を受けたグループ(以下「応援団であるグループ」という。なお、同項の規定により応援の店としての応募申込受付書の送付を受けた事業所(以下「応援の店である事業所」という。))を含む。)は、大会の呼称使用等、大会に関連する商標権の侵害を行わないものとする。

(活動内容の変更等)

第8条 応援団であるグループが、応募申込書に記載した内容を変更しようとする場合は、あらかじめ応募内容変更申込書(別記様式第3号)(応援の店である事業所にあっては(別記様式第3-1号))を実行委員会に提出するものとする。

- 2 実行委員会は、前項に規定する応募内容変更申込書の提出があった場合には、その内容

を審査のうえ、適当であると確認したときは、これを受理し、応募内容変更申込受付書（別記様式第4号）（応援の店である事業所にあつては（別記様式第4-1号））を送付するものとする。

3 前項の応募内容変更申込受付書の送付については、第5条第1項に準じる。
（応募申込受付の取消等）

第9条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募申込受付（第8条第2項の規定による応募内容変更申込受付を含む。以下同じ。）を取消することができる。この場合において、応援団であるグループは、応募申込受付が取り消された場合、応募申込受付取消の日から応援団の呼称を利用して活動することはできないものとし、かつ、応募申込受付取消の日より前の活動についても応援団としての活動とは認めないものとする。

- (1) 応援団であるグループから受付の取消の申し出があった場合
- (2) 応援団であるグループがこの要項に違反した場合
- (3) 応援団であるグループが第5条第1項の認定に付した条件に違反した場合
- (4) 応募申込書又は応募内容変更申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (5) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (6) 応援の店である事業所が閉鎖又は解散したことが判明した場合
- (7) その他応援団の継続が不相当であると認められた場合

2 実行委員会は、前項の規定による申込受付の取消により応援団であるグループに生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
（活動報告等）

第10条 応援団であるグループは、応募申込受付書に記載した活動を終了したときは、実績報告書（別記様式第5号）（応援の店である事業所にあつては（別記様式第5-1号））に活動状況が確認できる写真を添えて実行委員会に提出するものとする。

2 実行委員会は、応援団であるグループにその活動状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。
（利用の非独占性等）

第11条 この要項による応募申込受付は、応援団であるグループが応援団の呼称を自らの商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、又は、商品、応援団であるグループ等について実行委員会の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 実行委員会は、この要項による応募申込に要した費用及び活動の実施に係る経費又は役務を負担しない。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、必要と認めるときは、応援団であるグループに対し経費の一部を負担し、若しくは実行委員会が作製又は購入した物品等を貸与又は譲渡することができる。

（損失補償等の責任）

第13条 実行委員会は、応援団であるグループを応援団として受付けたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 応援団であるグループは、その活動等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に損害を及ぼさないように処理するものとする。

3 応援団であるグループは、その活動の実施に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

（情報の公開等）

第14条 実行委員会は、応援団であるグループの応募申込書の内容（連絡先のうち、担当者職名、担当者氏名及び電子メールアドレスを除く。ただし、当該応援団であるグループから承諾を得た場合はこの限りでない。）について情報を公開することができる。

2 応援団であるグループは、報道機関等から応援団としての活動等に対する取材の申込を

受けた場合は、事前に実行委員会に対し当該報道機関の名称と連絡先、取材日時、取材場所及び報道機関等が希望する取材の内容等について報告するものとする。

(事務)

第15条 この要項に関する事務は、実行委員会が行う。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、応援団の募集等に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成30年9月25日から施行する。

この要項は、平成31年4月15日から施行する。